

みどり市女性在宅就業支援業務委託 審査実施要領

1 選定方法

まず、第1次審査として企画提案書及び見積価格の審査を行う。次に、第1次審査で選定された者に対し、第2次審査としてプレゼンテーション審査を行う。第1次審査と第2次審査の合計得点（以下「総合得点」という。）が高い順に、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

2 第1次審査（30点）

提出書類に基づき、事業者の基礎的な業務遂行能力を審査する。第1次審査の得点が18点（6割）に満たない者は、第2次審査の対象外とする。

（1）業務実績・実施体制（20点）

①類似業務の実績（過去5年間）：10点

②実施体制・人員配置（有資格者の有無等）：10点

（2）価格評価（10点）

見積書に基づき事務局が採点する。算式は次のとおりとし、小数点第2位を四捨五入する。

価格点＝10点×（最低見積価格／当該提案者の見積価格）

3 第2次審査（70点）

プレゼンテーション及び質疑応答により、提案の具体性や有効性を審査する。

（1）現状認識・企画提案力（20点）

本市の課題に対する理解度、及び独自性のある提案がなされているか。

（2）業務実施計画（30点）

①受講者募集・広報の具体性：10点

②カリキュラム・伴走型支援の質：10点

③就労支援・マッチング体制の有効性：10点

（3）事業の信頼性・将来性（20点）

①プレゼンテーションの明快さ：10点

②業務に対する誠実さ、及び継続的な支援への期待度：10点

4 第2次審査（プレゼンテーション等）の内容

（1）内容 提出した企画提案書の内容を説明・補足するものとする。

（2）期間 令和8年6月上旬～中旬（詳細は別途通知。）

（3）場所 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地（みどり市役所 笠懸庁舎内）
（詳細は別途通知。）

（4）出席者 1提案者3名以内。

（5）実施時間 1提案者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）。

（6）その他 プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは市で用意する。

5 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が1者の場合

総合得点が6割(60点)を超える場合に選定する。

(2) 総合得点が同点の場合

第2次審査の得点が高い者を優先する。第2次審査の得点も同点の場合は、見積価格が低い者を優先する。